



2026 年 10 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ウェルディッシュ
代 表 者 名 代表取締役社長 野曾原 浩治
(コード番号 2901 東証スタンダード)
問 合 せ 先 管理本部 IR 係(電話 03-6262-3381)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026 年 11 月 26 日開催予定の第 70 期定時株主総会に、定款の一部変更（以下、「本定款変更」といいます。）を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的および理由

当社グループにおいては、現在、一時会計監査人による監査のもと、過年度の決算訂正の可能性も視野に入れながら、2026 年 8 月期決算の作業を進めております。今後の決算確定の過程において、売上高及び利益に変動が生じる可能性があることに加え、独立調査委員会に係る費用、上場契約違約金その他の支出負担等により、財務状況及び資金繰りを取り巻く環境は厳しさを増しており、財務基盤の強化及び資金の安定的な確保が重要な経営課題となっております。

このような状況を踏まえ、当社グループの財務基盤の強化及び資金繰りの安定化を図るとともに、事業運営に必要な資金を機動的かつ柔軟に確保できる体制を整備するため、今後の資金需要や資本政策に応じた資金調達手段の多様化を図ることを目的としております。

具体的には、新株発行等の資金調達を機動的に実施できるよう、発行可能株式総数を増加するとともに、将来の資金調達における選択肢を拡充するため、種類株式を発行することができる旨の規定を新設するものであります。

なお、本定款変更は、将来の資金調達に備えて必要な制度的な準備を行うものであり、現時点において、種類株式の発行その他の具体的な資金調達を決定しているものではありません。

2. 定款変更の内容

別紙「定款変更案」をご参照ください。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2026 年 11 月 26 日（予定）
定款変更の効力発生日	2026 年 11 月 26 日（予定）

以上

定款変更案（変更箇所は下線部分）

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第5条 ＜条文省略＞ 第2章 株式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は 4,000 万株とする。 第7条＜条文省略＞ （単元株式数） 第8条 当社の単元株式数は 100 株とする。 第9条～第11条＜条文省略＞ [新 設]	第1章 総則 第1条～第5条 ＜現行どおり＞ 第2章 株式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は 8,000 万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 <u>普通株式 8,000 万株</u> <u>第1種優先株式 4,000 万株</u> 第7条＜現行どおり＞ （単元株式数） 第8条 当社の普通株式及び第1種優先株式の単元株式数は、それぞれ 100 株とする。 第9条～第11条＜現行どおり＞ 第3章 優先株式 （第1種優先配当） 第12条 当社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当（配当財産が金銭の場合に限る。）を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株式の株主（以下「第1種優先株主」という。）又は第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額に、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める一定率（100 パーセントを下限とし、130 パーセントを上限とする。）を乗じた額（小数部分が生じる場合、当該小数部分については、第1種優先株式の発行に先立って取締役会が定める額とする。）の剰余金の配当（以下「第1種優先配当」という。）を行う。 2. 当社は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当（配当財産が金銭の場合に限る。）を行わないときは、当該株主名簿に記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第1種無配時

	優先配当」という。)を行う。 3. 第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、当会社は、その不足額を累積し、第1項又は第2項に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当(以下「第1種累積未払配当」という。)を行う。 4. 当会社は、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。 (第1種優先株主に対する残余財産の分配) 第13条 当会社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、前条第3項に規定する不足額を支払う。 2. 当会社は、前項に規定する場合には、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、前項の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して交付する残余財産の価額に相当する金銭を支払う。 (議決権) 第14条 第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、過去2年間に於いて、法令及び本定款に従って第1種優先配当又は第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の支払いが行われるまでの間は、この限りでない。 (種類株主総会の決議) 第15条 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 2. 第19条第1項の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。 3. 第20条及び第23条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 4. 第22条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 (普通株式を対価とする取得条項) 第16条 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日(取締役会が、そ
--	--

	れ以前の日を定めたときは、その日)の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当会社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当会社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。 (1)当会社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転(当会社の単独による株式移転を除く。)に係る議案が全ての当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日 (2)当会社の普通株式を対象とする公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定される意味を有する。以下同じ。)が50パーセント超となった場合、当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日 2.当会社は、株式会社東京証券取引所が、当会社の第1種優先株式を上場廃止とする旨の発表をした場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当会社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当会社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。 (その他の事項) 第17条 当会社は、前5条に定めるほか、第1種優先株式に関する事項について、これを第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。
第3章 株主総会 第12条～第17条<条文省略>	第4章 株主総会 第18条～第23条<条数繰下げ、条文は現行どおり>
第4章 取締役及び取締役会 第18条～第30条<条文省略>	第5章 取締役および取締役会 第24条～第36条<条数繰下げ、条文は現行どおり>
第5章 監査等委員会 第31条～第33条<条文省略>	第6章 監査等委員会 第37条～第39条<条数繰下げ、条文は現行どおり>
第6章 会計監査人 第34条～第37条<条文省略>	第7章 会計監査人 第40条～第43条<条数繰下げ、条文は現行どおり>
第7章 計算 第38条～第41条<条文省略>	第8章 計算 第44条～第47条<条数繰下げ、条文は現行どおり>